

# 否決

## 新庁舎建設についての賛否を問う住民投票の実施について

12月定例会に嘉麻市新庁舎建設について

の賛否を問う住民投票の実施についての議案が提出されました。

この議案は、嘉麻市住民投票条例に基づき、嘉麻市新庁舎建設についての賛否を問う住民投票を実施するため、市内の有権者9153人の署名を集め、議会に実施の是非が委ねられたものです。

議会は、12月定例会を延長し、12月25日に請求代表者からの意見陳述を聴き、市長に対し質疑を行い慎重に審議した結果、賛成少数で否決され、住民投票は実施されなかったことになりました。

### 請求代表者の意見

嘉麻市自治基本条例が守られていない

自治基本条例では、制定・改廃・運用する時は、整合性を図ることとなっているにも関わらず、平成24年12月に市役所の位置を定める条例に関する緊急動議が提出され、議決されました。これは、自治基本条例が尊重されておらず、一部の議員の提案で強行されるということは受け入れることはできません。嘉麻市の財政状況について 嘉麻市の財政状況は危機的状況であります。合併特例債が活用でき

るのであれば、嘉麻市に住みたくなる、嘉麻市に企業を誘致する等の施策に活用すべきです。

新庁舎の規模、建設の費用について

新庁舎は5階建て、350人の職員を配置するとのことですが、20年後の嘉麻市の人口は2万2千人と予想されています。本当にその規模の庁舎が必要なのか疑問です。嘉麻市の存続を考え、最小限の庁舎とすべきです。新庁舎建設関連経費の53億円という費用は借金であり、将来の市民の負担となるものです。

住民投票の実施の必要性について

賛成の方も反対の方もいるので、住民の意思の一体化のためにも住民投票すべきです。



### 市長の意見

住民投票請求の要旨に関する疑問点及び問題点

嘉麻市自治基本条例の趣旨に基づき、市民理解を求めながら進めており、請求要旨にある「条例を無視し

た。」という指摘については、本事業の取り組みの実態と全く矛盾するものであります。

庁舎問題については、分庁方式を止め稲築地区に庁舎を新設し、人件費や経費の削減を実施していくことを選挙公約とし、市長に就任させていただいております。選挙公約の実現についての異論を唱える請求者の指摘は、地方自治制度を理解されていないものと思われ

ます。

新庁舎建設の必要性及び緊急性

各庁舎の顕著な老朽化、分庁方式による住民サービスの不便性、組織のスリム化による人件費等の削減、合併特例債という有利な財源を活用できる期限等から今事業を行うことが最良の選択であると

考えます。以上のことから、本件については、条例無

視という指摘は当てはまらず、本事業は、法令及び条例に基づき適正な手続きにより正當に進められおり、住民投票の必要はないと考えております。

### 質疑・討論

市長に対し、4人の議員が質疑を行い、12人の議員が賛成・反対それぞれの討論を行いました。

### 採決

採決は議員の記名による投票で行われました。

採決の結果  
賛成 6名  
反対 9名

「嘉麻市新庁舎建設についての賛否を問う住民投票の実施について」は否決され、住民投票は実施されなかったことになりました。

※議長は採決に入りません。1名欠席。